

特定農薬（特定防除資材）とは

平成15年3月10日に施行された改正農薬取締法により、無登録農薬の製造や使用が禁止されました。このため、農作物等の防除に使う薬剤や天敵で、安全性が明らかなものまでに農薬登録を義務づける過剰規制とならないように、特定農薬（特定防除資材）という制度が設けられました。

特定農薬（特定防除資材）とは、農薬取締法第2条第1項で「その原材料に照らし農作物等、人畜及び水産動植物に害を及ぼすおそれがないことが明らかなものとして農林水産大臣及び環境大臣が指定する農薬」のことです。

平成15年度に農業資材審議会及び中央環境審議会（以下、「審議会」という。）で、情報が寄せられた資材について順次、検討・評価が行われた結果、薬効があるものの中から、原材料に照らし安全であることが明らかであると確認されたものを特定農薬（特定防除資材）として指定する方針が出され、これまでに、下記の5資材が指定されています。

一方で、平成23年2月4日及び平成26年3月28日には、指定の判断が保留された資材のうち、審議会での審議を踏まえ、特定防除資材の検討対象としない資材が示されています。

これらの資材のうち、「名称から資材が特定できないもの」（別表1）及び「資材の原材料に照らし使用量や濃度によっては農作物等、人畜及び水産動植物に害を及ぼすおそれがあるもの」（別表2）については、農林水産大臣の登録を受けなければ農薬として輸入・製造・販売・使用できず、使用者が農薬と同様の効能があると信じて使用する場合も取締の対象となるので注意してください。

なお、「法に規定する農薬の定義に該当しないもの」（別表3）については、肥料として使用する方法や物理的な駆除等の目的で使用する限りにおいては取締の対象外ですが、農薬としての効能をうたって製造・販売する場合や農薬として使用する場合は取締の対象になります。

また、審議会において特定農薬の指定の検討対象とされた資材についても、農薬としての効能をうたっているものは取締の対象となりますので、注意してください。ただし、農薬としての効能をうたっておらず、使用者が農薬的に使えると信じて自分の判断と責任において使う場合は、取締の対象にはなりません。

1 平成31年4月1日現在の指定状況

【平成15年3月4日告示分】

重曹、食酢、天敵（使用場所と同一の都道府県内で採取されたもの）

【平成26年3月28日改正告示分】

エチレン、次亜塩素酸水（塩酸又は塩化カリウム水溶液を電気分解して得られるものに限る。）

2 各資材の範囲

（1）重曹

一 食品、添加物等の規格基準に適合する炭酸水素ナトリウム、重炭酸ナトリウム又は重炭酸ソーダであって、食品衛生法第19条第1項の規定に基づく表示の基準に関

- する内閣府令にのつとった表示がされたもの
- 二 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令に適合する炭酸水素ナトリウムであって、同令にのつとった表示がされたもの
- 三 薬事法に基づく日本薬局方医薬品各条に規定する炭酸水素ナトリウム、重曹又は重炭酸ナトリウムであり、同法及び同告示にのつとった表示がされたもの
- 四 雑貨工業品品質表示規程にのつとった表示がされた住宅又は家具用の洗剤であって主要な成分が炭酸水素ナトリウム、重曹又は重炭酸ナトリウムであることが確認できるもの
- 五 産業標準化法第11条に基づく日本産業規格（以下「JIS」という。）K8622に規定する「炭酸水素ナトリウム（試薬）」であって、JISにのつとった表示がされたもの
- 六 JIS Z7253に規定する安全データシート（SDS）その他の表示により製品規格が確認できるもの

（2）食酢

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第19条の13に基づく加工食品品質表示基準及び食酢品質表示基準にのつとった表示がされたもの

（3）天敵

昆虫綱及びクモ綱に属する動物（人畜に有害な毒素を產生するものを除く。）であって、使用場所と同一の都道府県内（離島にあっては、当該離島内。以下同じ。）で採取されたもの（以下「土着天敵」という。）に限る。土着天敵には、当該土着天敵を採取した場所と同一の都道府県内で当該土着天敵を増殖することにより生産された次世代以降の天敵が含まれる。

（4）エチレン

労働安全衛生規則第24条の14にのつとった表示又は工業標準化法第11条に基づくJIS Z7253に規定する安全データシート（SDS）等により製品規格が確認できるもの（エチレンとその他の化学物質との混合物を除く。）

（5）次亜塩素酸水（塩酸又は塩化カリウム水溶液を電気分解して得られるものに限る。）

次に掲げる水溶液であって、pH6.5以下、有効塩素10～60mg/kg のものとする。

一 0.2%以下の塩化カリウム水溶液（99%以上の塩化カリウムを飲用適の水に溶解したもの）を有隔膜電解槽（隔膜で隔てられた陽極及び陰極により構成されたものをいう。）内で電気分解して、陽極側から得られる水溶液

二 2～6%の塩酸を無隔膜電解槽（隔膜で隔てられていない陽極及び陰極により構成されたものをいう。）内で電気分解し、飲用適の水で希釀して得られる水溶液

3 特定農薬として指定された天敵の増殖、譲渡

天敵については、他の都道府県で使用された場合に自然環境や生態系に対して有害な影響をもたらす可能性が否定できなかったことから、同一の都道府県内で採取されたものに限られています。

土着天敵を増殖することにより生産された次世代以降の天敵を使用することについても、他の都道府県に持ち出され、環境影響を及ぼす可能性があることから天敵の増殖利用は、天敵の利用にあたらないと解釈されていました。

しかしながら、天敵の増殖利用は、他の都道府県に持ち出され、環境影響を及ぼすことがない限り総合的病害虫・雑草管理（IPM）の有効な手段の一つであるため、平成

20年11月21日に開催された農業資材審議会農薬分科会特定農薬小委員会及び中央環境審議会土壤農薬部会農薬小委員会合同会合に報告され了承され、天敵の増殖利用については、下記の事項を遵守する限りにおいては、天敵の利用として解釈することとして差し支えないとされています。

記

- (1) 天敵の増殖を行う者は、増殖を行う規模等を記録すること。
- (2) 増殖した天敵を譲渡する者は、農薬取締法第17条第1項に基づき、農薬販売届を管轄する都道府県知事に届け出ること。
- (3) 増殖した天敵を譲渡する者は、譲渡先の所在地が同一の都道府県内にあること及び再増殖の規模、再譲渡の有無を確認することともに、当該天敵を他の都道府県において使用することのないことを確認し、天敵を譲渡した年月日、譲渡先及び譲渡量を記録し、少なくとも3年間その帳簿を保存すること。
- (4) 増殖した天敵を再譲渡する者は、譲渡する者と同等の管理措置をとるとともに、譲渡を受けた年月日、譲受先及び譲受数量を記載し、少なくとも3年間はその帳簿を保存すること。
- (5) 天敵の譲渡を受け又は自身が天敵を増殖し使用する者は、天敵を他の都道府県において使用しないこと。なお、その使用に当たっては、使用場所及び使用年月日を記録すること。
- (6) 増殖した天敵を譲渡する者と譲渡を受ける者は、1から5までの管理措置を確実にするため、増殖した天敵の取扱いに関する取決めを締結すること。

特定防除資材の検討対象としない資材一覧

(1) 名称から資材が特定できないもの（別表1）

資 材 名	
1	青草(雑草やわき芽、ハーブなど)
2	油粕
3	アルカリ性ビルダー
4	安定剤
5	いね科植物
6	エビ類
7	オーシャンナーゼ
8	貝化石
9	海水
10	海草(食用のものを除く)
11	海洋深層水から作られた塩
12	核酸関連物質
13	過酸化脂質
14	カツオの魚体
15	カニ類
16	カンフル剤
17	ギシチャー
18	キレート亜鉛
19	キレート鉄
20	鶏骨
21	ケイ素を含む鉱石
22	コーゲンターゼ
23	鉱滓粉末
24	酵素、総合酵素、タンパク質分解酵素
25	高分子ポリマー
26	香料
27	コトニー
28	根粒菌
29	魚、小魚、魚粉
30	魚煮出し分解濃縮液
31	酒粕
32	雑穀
33	山野草
34	CSL(コーンステイプリカー;トウモロコシを浸漬した、コーンスターの生産過程で生じる副産物)
35	ジークン
36	食品添加物
37	シルクパウダー
38	スモーク油乳化剤
39	洗濯の廃液
40	堆肥
41	竹
42	脱酸素剤
43	多糖類
44	炭酸塩有機酸
45	淡水藻類
46	炭素酸(コークス、無煙炭)
47	中性洗剤
48	直鎖アルキルベンゼン系
49	土

資 材 名	
50	電子エネルギー水、波動水、セラミック水、脱酸素水
51	天然ハーブ精油(食用以外のもの)
52	トマト果実及び葉茎等の残さ
53	南天星
54	乳化剤
55	粘着剤
56	粘土
57	灰(かまどの灰)
58	廃油
59	醸酵モロミ残渣液
60	ハナズボミ
61	微生物培養エキス
62	ビターゼ
63	ビタミン類
64	ヒューミックアシズ
65	微量要素
66	プラスチック
67	風呂の残り湯
68	分散／展着剤(5%)
69	防腐剤
70	保存剤
71	マツ、松の根
72	豆粕(マメカス)
73	ミント類
74	糀穀酢液
75	有機ゲルマニウム
76	有機酸
77	有機溶剤
78	ワックス
79	アミノ酸全般
80	イギス海藻(サンゴ海草)
81	インスタントコーヒー
82	インドール酢酸
83	カイネチン
84	苦棟皮(クレンピ:センダンの樹皮)
85	月桃(ショウガ科ゲットウ)
86	粉ミルク(スキムミルクを含む)
87	酒類(ビール、ウイスキー、日本酒、ワイン)
88	食用菌類(シイタケ、食用きのこ菌)
89	食用植物油(サラダ油を含みツバキ油を除く)
90	食用天然ハーブ精油
91	食用デンプン類(ばれいしょデンプン、コーンスター、米デンプン、麦デンプン)
92	陳皮(ミカンの皮)
93	デキストリン
94	ネギの地上部
95	ビール酵母分解物
96	ヒバの葉
97	ワサビ根茎

注:79~97は平成26年3月28日付けの農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長通知で追加

(2) 資材の原材料に照らし使用量や濃度によっては農作物等、人畜及び水産動植物に害を及ぼすおそれがあるもの（別表2）

	資 材 名	別 名
1	アルキルエーテル硫酸エステルナトリウム	AES
2	硫黄	
3	イソプロピルアルコール	IPA、2-プロピルアルコール、イソプロパノール
4	エタノール(酒類を除く)	エチルアルコール
5	エチレングリコール	1,2-エタンジオール、エタン-1,2-ジオール、不凍液
6	塩化ベンザルコニウム	ベンザルコニウム塩化物
7	塩化マンガン	
8	塩基性塩化銅	
9	塩酸	
10	1-オキシ-3-メチル-4-イソプロピルベンゼン	3-メチル-4-イソプロピルフェノール、イソプロピルメチルフェノール
11	オレイン酸ナトリウム	
12	過酸化カルシウム	
13	過酸化水素水	オキシドール
14	過炭酸ナトリウム	
15	過マンガン酸カリウム	
16	ギ酸カルシウム	
17	銀	
18	クレオソート	グアヤコール
19	クレゾール	
20	コロイド性炭酸カルシウム	
21	酢酸銅	
22	酸化鉛	光明丹(四酸化三鉛)
23	次亜塩素酸カルシウム	高度サラシ粉
24	次亜塩素酸ナトリウム	次亜塩素酸ソーダ
25	ジクロルイソシアヌル酸ナトリウム	
26	ジベレリン	
27	脂肪酸	
28	脂肪酸グリセリド (デカノイルオクタノイルグリセロール)	
29	消石灰	水酸化カルシウム
30	シンナムアルデヒド	
31	水酸化カリウム	
32	水酸化ナトリウム	苛性ソーダ
33	ストレプトマイシン	
34	石灰窒素	シアナミド
35	ソルビタン脂肪酸エステル	
36	ソルビトール	ソルビット
37	炭酸カルシウム	
38	炭酸水素ナトリウム・銅液剤	
39	テトラオレイン酸ポリオキシエチレンソルビット	

	資 材 名	別 名
40	銅イオン水	
41	ナフサク(α -ナフタリン酢酸)	1-ナフタリン酢酸
42	ナフタリン	ナフタレン
43	二酸化塩素	
44	二酸化ケイ素(シリカゲル)	
45	パラホルムアルデヒド	
46	パントテン酸カルシウム	ビタミンB ₅
47	ヒドロキシプロピルデンプン	
48	プロピレングリコールモノ脂肪酸エステル	
49	ベンジルアデニン	BA
50	ホウ酸	
51	ポリエチレングリコール	PEG
52	ポリオキシエチレン-5-ラウリルエーテル	
53	ホルクロルフェニュロン	
54	ホルムアルデヒド	ホルマリン
55	メタノール	メチルアルコール
56	硫酸	
57	硫酸銅・生石灰 (ボルドー液の原材料)	
58	OYK菌	
59	遺伝子組換え酵母	
60	黄いぼ虫生菌	アッセルソニア菌
61	硬化病菌	
62	光合成細菌	
63	黒きよう病菌	
64	コナガカビ	
65	コナガ顆粒病ウイルス	
66	コブノメイガ顆粒病ウイルス	
67	昆虫疫病菌(ハエカビ類)	
68	昆虫病原菌	
69	昆虫病原性ウイルス(顆粒病ウイルス)	
70	昆虫病原性線虫類	
71	糸状菌	
72	スタイナーネマ・クシダイ	
73	赤色イオウ細菌	
74	線虫捕食菌	
75	タラロマイセス・フラバス	
76	竹林菌	
77	トリコデルマ・ハルジアナム	
78	トリコデルマ・ビリデ	
79	トリコデルマ生菌	
80	ニカメイガ顆粒病ウイルス	
81	ネオジキデス・バービスボラ	

	資 材 名	別 名
82	バーティシリウム・レカニ	
83	パスツーリア・ペネトランス	
84	バチルス・ズブチリス	
85	バチルス・チューリングンシス	BT
86	非病原性エルビニアカロトボーラ菌	
87	フオーマ菌	
88	フジダニカビ	ヒルステラ菌
89	ペキロマイセス・フモソロセウス	
90	ペキロマイセス菌(ペキロマイセス・フモソロセウスを除く)	
91	ペニシリウム属(ペニシリウム・ピラーイ菌等)	
92	ヘミプタルセヌス・バリコルニス	
93	放線菌	
94	ボーベリア・バッシアーナ	
95	ボーベリア属菌(ボーベリア・バッシアーナを除く)	
96	メタリジウム菌	
97	モナクロスポリウム・フィマトパガム	
98	緑きよう病菌	
99	アオバアリガタハネカクシ	
100	オオスズメバチ	
101	キアシナガバチ	
102	キイロスズメバチ	
103	クロスズメバチ	
104	コガタスズメバチ	
105	セグロアシナガバチ	

	資 材 名	別 名
106	フタモンアシナガバチ	
107	モンスズメバチ	
108	スチレンポリマー	
109	石油(灯油)	
110	ドライアイス	
111	パラフィン、パラフィンワックス	
112	漢方原材料(陳皮、苦棟皮、甘草(マメ科カンゾウ)を除く)	
113	大豆サポニン	
114	たばこくず・たばこ抽出物	
115	茶の実及び茶の実の粕	
116	ツバキ油、ツバキ油粕(椿サボニン)、ツバキの種子	
117	ひまし油	
118	木酢タール	
119	アセビ	アシビ
120	アロエ	
121	キラヤ材	シャボンノキ
122	除虫菊	
123	スズラン	
124	<i>Tylophora Asthmatica</i> の葉	
125	ユッカ(リュウゼツラン科)	
126	悪茄子	ワルナスピ
127	珪藻土	
128	動物の屎尿 (家畜、うさぎ等を含む)	
129	ひとで	

(3) 法に規定する農薬の定義に該当しないもの（別表3）

資材名	別名
1 UV(紫外線)反射フィルム	
2 UVカットフィルム	
3 溫風	
4 紙	紙マルチ
5 抗菌マルチ	
6 昆虫行動制御灯	黄色蛍光灯
7 紫外線投光器	
8 樹幹へのわら巻き	
9 水蒸気	
10 水田の水(深水栽培)	
11 太陽熱消毒法	
12 多目的防災網	
13 地中加温	
14 電撃殺虫器	
15 電灯、発光ダイオード等による照明	
16 熱湯	
17 粘着板・粘着シート	
18 噴音器	
19 反射マルチ	
20 防虫袋	果実袋
21 防虫網、寒冷紗	
22 水(普通の水)	
23 溝掘り	
24 誘蛾灯	
25 アイガモ	
26 アヒル	
27 牛	
28 カエル	
29 コイ	
30 スズメ	
31 ドジョウ	
32 羊	
33 フナ	
34 ホウネンエビ	オバケエビ、タキンギョ
35 ヤギ	
36 イタリアンライグラス	ネズミムギ
37 エンドウ等コンパニオンプラント	共栄作物
38 エンバク	オートムギ
39 ギニアグラス	
40 クロタラリア	こぶとり草
41 ソルゴー	こうりやん、ソルガム、もろこし
42 マリーゴールド	
43 ラッカセイ	ナンキンマメ
44 緑肥作物	
45 EDTA-4Hのカルシウム塩	
46 塩化カルシウム	
47 カリ肥料	
48 クエン酸-3-カリウム	クエン酸トリカリウム

資材名	別名
49 グリセリン	1,2,3-プロパントリオール、グリセロール
50 グリセリン脂肪酸エステル	
51 ケイ酸カリウム	
52 ケイ酸マグネシウム	
53 ケイ酸石灰	
54 コハク酸ナトリウム	
55 酢酸(食酢を除く)	冰酢酸
56 硝酸カルシウム	
57 第三リン酸ナトリウム	リン酸三ナトリウム
58 多価アルコール脂肪酸エステル	ショ糖ラウリン酸エステル
59 尿素	カルバミド
60 ビタミンB ₂	リボフラビン
61 フマル酸	
62 ホウ素及びその化合物(ホウ酸を除く)、ホウ素入りカルシウム	
63 ポリリン酸カリウム	
64 有機酸カルシウム	
65 硫酸アンモニウム	硫安
66 硫酸カルシウム	石膏
67 硫酸マグネシウム	エプソム塩
68 硫酸マンガン	
69 硫酸第一鉄	硫酸鉄(II)
70 リンゴ酸	
71 リンゴ酸ナトリウム	
72 リン酸剤	リン酸肥料
73 アルファルファペレット	
74 液状活性炭	
75 寒天	
76 くず大豆	
77 くず米	
78 鶏ふん	
79 固形アルコール	
80 食用着色料	
81 天照石	見立礫岩
82 にがり	
83 ヒカゲノカズラの胞子	石松子
84 マーガリン	
85 木工用ボンド	
86 ろう	
87 ショウガ	
88 糖類(糖アルコール、糖タンパク質及び少糖類以下の単純糖のみ。トレハロースを含み、ソルビトール(ソルビット)は除く)	
89 ニンニク	
90 米糠	
91 弱毒ウイルス	
91 栄養繁殖や接ぎ木等植物体として使用するもの及び汁液等単に植物体から取り出した形として使用するもの。	

注:87~91は平成26年3月28日付けの農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長通知で追加

特定農薬の指定の検討対象とする資材一覧

資 材 名	
1	インドセンダンの実・樹皮・葉
2	ウエスタン・レッド・シーダー(ヒノキ科ネズコ属樹木)
3	甘草(マメ科カンゾウ)
4	酵母エキス、クエン酸、塩化カリウム混合液
5	二酸化チタン
6	ヒノキチオール、ヒバ油
7	ヒノキの葉
8	ホソバヤマジソ(シソ科)
9	酒類(焼酎)
10	木酢液、竹酢液